

令和7年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	医療援助課	新規拡充	□ 新規 ■ 拡充	事業評価書番号	1
歳出予算科目	一般会計	7 款 1 項	5 目	政策番号	1	施策番号 5
事業名称	小児医療費助成事業			12月補正予算		

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
補正後	15,812,681	0	3,166,750	26,802	0	12,619,129
補正前	15,762,681	0	3,166,750	26,802	0	12,569,129
増▲減	50,000	0	0	0	0	50,000

事業概要 (アクティビティ)	小児が医療を受けた際に要する費用（医療保険自己負担分）の助成を行う。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
対象者数	単位	目標	306,646	拡充前304,845 拡充後438,206	429,276	419,103	拡充前411,742 拡充後500,086	493,935
	人	実績	307,741	432,657				488,205
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
受診件数	単位	目標	5,580,975	6,278,781	7,229,397	7,084,809	7,603,740	7,767,893
	件	実績	4,585,545	6,251,984				7,677,785
事業目的	小児の保護者に対し、医療費の一部を助成することにより、小児を健やかに育成するとともに、その家庭における生活の安定を図り、小児の福祉の増進を図る。 (1) 対象者 横浜市内に住所を有し、何らかの健康保険に加入している、0歳～中学3年生までの小児。 (2) 助成の範囲 保険各法により医療に関する給付が行われた場合における医療のうち、当該法令の規定により対象者が負担すべき額。 (3) 助成の方法 原則は現物給付。県外医療機関で受診した場合等には償還払い。							
背景・課題	平成7年1月に小児医療費助成事業を開始。対象を段階的に拡充しており、通院助成の対象を平成29年4月に小学6年生まで、平成31年4月から中学3年生まで拡大。令和3年4月から、1、2歳児の所得制限を撤廃。令和5年8月から中学3年生までの所得制限及び一部負担金を撤廃。現在1都3県で横浜市と川崎市を除くすべての市町村が18歳年度末までを助成対象としている。 横浜市においても子育て世帯のゆとりの創出に向け、対象年齢の18歳年度末までの拡大を目指している。							
根拠法令・方針決裁等	横浜市小児の医療費助成に関する条例、横浜市小児の医療費助成に関する条例施行規則							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> 扶助費【診療報酬等請求内訳書】 <実績推移> 4年度8,892,278千円、5年度12,821,912千円、6年度15,369,194千円（見込み）、7年度15,061,810千円（見込み） 1人あたり扶助費 <実績推移> 4年度28,895円、5年度29,635円、6年度35,803円（見込）、7年度35,938円（見込） 1人あたり受診件数 <実績推移> 4年度14.9件、5年度14.5件、6年度16.8件（見込）、7年度16.9件（見込） 							
事業スケジュール	通年、医療費助成							
事業開始年度	平成6年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	補正後	補正前	差引(増減)	増減説明
	1 小児医療費助成事業	15,812,681	15,762,681	50,000	小児医療費助成の拡充に伴う準備費用の増
	細事業合計	15,812,681	15,762,681	50,000	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、 公正・適正に作成しました。	課長 菊池 潤	係長 菊川 真希子	
--	------------	--------------	--